

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区梅島二丁目18番5号

氏名 栄鉄鋼商事 株式会社
代表取締役 江井 弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成30年12月24日

許可の有効年月日 平成35年12月23日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(*) (#1)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(#1)、
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)、
がれき類(*) 以上7種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（軟質系で再生利用不可能なものに限る。）
木くず（紙、繊維、油、汚泥、金属類等の付着物のないもの（マテリアルリサイクル可能なもの）を除く。）、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上4種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

埼玉県三郷市泉三丁目8番3、8番21 以上2筆（面積1,154.61㎡）に限る。

保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成5年12月24日	指令中環第6-84号	新規許可
平成16年3月8日	指令廃指第4320号	変更許可（除くから含むへの変更）
平成18年9月11日	指令廃指第749号	変更許可（事業地の変更及び除く品目の追加）
平成27年12月2日	—	変更届（事業場の住居表示）
平成30年12月24日	指令越環第862号	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
廃プラスチック類（軟質系で再生利用不可能なものに限る。） 以上1種類	18.6 m ²	1.5 m (屋外)	13.9 m ³
木くず（紙、繊維、油、汚泥、金属類等の付着物のないもの（マテリアルリサイクル可能なものを除く。） 以上1種類	18.6 m ²	1.5 m (屋外)	13.9 m ³
金属くず 以上1種類	18.6 m ²	1.5 m (屋外)	13.9 m ³
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上1種類	14.1 m ²	1.9 m (屋外)	10.5 m ³ (1.5 m ³ 鉄箱×7台)

(以下余白)